

## 会 議 録

会議の名称	第3回（仮称）小牧市中小企業振興基本条例検討委員会					
開催日時	平成27年7月31日（金） 午後2時～午後4時					
開催場所	301会議室					
出席者及び欠席者	<p><b>【委員】</b></p> <p>○出席者 山北晴雄委員（中部大学経営情報学部教授）、峯岸信哉委員（名古屋経済大学経済学部准教授）、金田学委員（愛知県産業労働部）、柴田修司委員（中小企業基盤整備機構）、秦野利基委員（小牧商工会議所）、磯村太郎委員（愛知中小企業家同友会）、清水克友委員（三菱東京UFJ銀行）、原田和幸委員（東春信用金庫）、神戸徹委員（小牧市地域活性化営業部）</p> <p>○欠席者 村上直之委員（住友理工株式会社）、田中節直委員（小牧市発展会連絡協議会）</p> <p><b>【事務局】</b> 松浦課長、浅野係長</p>					
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	傍聴定員	3	傍聴人数	3
会議次第	<p>1 委員長あいさつ</p> <p>2 議事 （1）第2回委員会の議事報告について （2）各委員からの意見交換 ①定義（案）について ②関係機関の役割・範囲（案）について ③市の施策の基本事項（案）について</p> <p>3 その他</p>					
問合せ先	小牧市役所 地域活性化営業部 商工振興課 商工労政係					
会議内容	別紙1参照					

全部記録      要点記録

## 会 議 内 容

**1. 委員長あいさつ**

今日は猛暑の中お集まりいただきましてありがとうございます。今日は3回目ということでございまして、議事の方にありますように条例の中で使用する語句の定義をご議論頂いたあとで、前回皆様方から頂きましたご意見を反映しました関係機関の役割範囲の条文の案をご準備いただいております。さらに今回はその後続きます市の施策の基本事項の案ということでご準備いただいております。今回3回目を迎えたということで様々な層の方々にとって、夢と希望が持てるまちとなるような条例となりますよう活発なご議論をお願いしたいと思います。よろしくお祈りいたします。

**2 (1) 第2回委員会の議事報告について**

第2回の委員会の議事について、事務局より説明した。

**2 (2) 各委員からの意見交換****① 定義(案)について**

定義(案)について、事務局より説明した。

定義(案)について、各委員からの意見交換を行った。

**柴田委員** 事務局の方から説明がありました4番目の中小企業団体のところについてですね、事前に頂いて見させてもらってちょっと3点ほど申し上げたいと思っておりますが、1つには中小企業団体と一般的にいうと、事業協同組合とか商工組合とかを指す用語といわれていますし、法律的にも中小企業団体の組織に関する法律というのがあって、そういった協同組合とか商工組合が定義づけられていますので、ここを支援機関ということにするのであれば、そういった支援機関というような名称でもいいのかなと感じたところです。それからもう1点、今言いましたように事業協同組合とかそういったものが定義付けられているのですが、前回の資料の中には商店街振興組合とか事業協同組合が入っていたのですが、今回この(案)ではそれが抜け落ちてきているので、そのあたりどうすべきかと、やっぱり入れておくべきなのかなっていうのも感じたところです。それから、あと支援機関の位置づけの中で事務局さんのほうからあいち産業振興機構さんであったり、私ども中小機構さんであったりであったのですが、その他にも実は国の認定支援機関というのがありまして、経営革新等支援機関といわれているのですが、そういったところには団体以外にも税理士さんとか会計士さんとか、いわゆる個人の方もいらっしゃると思いますので、もしここに定義づけるのであれば最後に「団体をいう。」という形ではなくて、金融機関と同じように「行うものをいう。」という表現がいいのかなと思ったところです。

あとは、あとで出てきます前文とか基本理念とかとの関係もありますので、名称はそこのバランスも見ながら考えたらいいのかなと思ったところです。ちょっと名称のところは商店街振興組合さんとか事業協同組合さんをどうするかってところが分からなかったというところです。

**委員長** 今大きく3点出たかと思うのですが、一般的に中小企業団体といった場合には事業協同組合あるいは商工組合というのが代表されるというのが第1点、2点目には前は商店街振興組合等が入っていたけどこれが落ちてしまっている、これを落とした理由があるのかどうかということ、3点目が経営革新の支援にあたって経営革新等支援機関というのがありますけど、税理士さんあるいは会計士さん、そういった事務所を個人でやってみえる方も含まれるということもあって、これをどういうふうに支援機関のひとつに位置づけていくのかと主に3点かと思われませんがよろしいですか。

**事務局** 1点目はまた検討させて頂きたいと思っております。2点目の事業協同組合とか商店街振興組合の関係ではありますが、事業協同組合というのが小牧にはないということで省かせていただきました。商店街振興組合につきましても、確かに商店街振興組合はあるのですが、なかなか商店街振興組合の活動がだんだん弱ってきているというのも実情でありまして、そういうことから実際にその2つについてはちょっと抜いた方がいいのかなという形で思いまして、抜かさせて頂いておるといふ形になっております。3点目につきましても、今委員のご指摘どおり、会計士さんとかも支援をしていただいているということですので、その辺をどのような形で上手く入れていくかということは検討しなきゃいけないと思います。

**委員長** 4番のこの中小企業団体とその中にいわゆる支援機関みたいながありますよね、それが一緒にここに入れてしまっているのか分けたほうがいいのかという議論もあるかと思うのですが、今の事務局さんのご回答についていかがでしょうか。

**柴田委員** 1つは認定支援機関を入れるかどうかというところを議論するところはあるのかなと思うのですが、一応国の方で国の認定支援機関ということで経営革新等支援機関ということで指定されていますので、そういったものを含めていいのかなと思います。

**委員長** 経営革新というのが一つ大きな施策の中心となっていますので、それを支援するというのでやはり経営革新等支援機関は入れたほうがいいのかと思います。皆さんの方でいかがでしょうか。いわゆる公的支援機関というのをどういうふうに考えるのかということですよ。公的支援機関には税理士さんとか会計士さんとか含ませるのもちょっと難しいかなと思います。

**柴田委員** 公的支援機関その他中小企業を支援する事業を行うものとい

うことで、そこで読めるのかなと思ったのですが。事務局さんの説明の中ではイメージされているのがあいち産業機構さんと私ども中小機構ということだったので、そういった認定支援機関も含めて巻き込んでいこうとされているのかどうか、そういう、まずはそこかなと思うのですけど。

**委員長** その点につきましては認定支援機関もある程度イメージはされてらっしゃったということですのでよろしいでしょうか。この文言については今後団体という言葉を少し考えて、認定支援機関も含めるような形ということ。

**事務局** そうですね。少し補足をさせていただきますと、先ほど委員おっしゃられたとおり、中小企業団体は法律で規定された団体でございます。それである先ほどのお話にありました支援機関さんは様々な方々がおられる。そういった要因がございます。それを4番の1つの中小企業団体、先ほど委員長のほうからお話があったとおり1つにくくっていいのかなと私どもも考えておったところがございます。そこにつきましてはいろいろな商工会議所さんなり、また支援機関さんなり、いろいろな関係者の方がいらっしゃいますので、こういう機会をいただきまして考えさせて頂きたいなと思ひまして、とりあえず1つにしてご提示をさせて頂いたところがございます。この後そういったところにご意見いただければいいかなと思ひますが、まず認定支援機関につきましても当然その1つでございますので、もし支援機関という名称で1つ起こすのであればその中に含めていきたいなと考えております。

**委員長** はいありがとうございます。それ以外用語の定義についていかがでしょうか。

**秦野委員** 3番の大企業者、これは中小企業者以外の事業者は全て大企業者になるのですかね。なればいいんですけど。

**事務局** 今かっこ書きに少し書いてあるのですが、それ以外にも例えば中小企業団体であったり金融機関であったり、もしくは私ども公的な市役所であったり、そういったものも事業者に含まれますので、そういったものを除くという形で、ほぼこれで網羅できるのかなと考えております。

**秦野委員** 例えばNPOのようなものは事業者に入るのかなと。少し気になっただけなのですけど。余りにも言葉が単純で本当にそうかなみたいに。

**金田委員** うちもこの条文そのまま読むとNPOは大企業です。

**委員長** この大企業者というのは何か他の基本法等を参考にされてこの名称、大企業者という用語はどういったところから。

**事務局** 他の条例等を参考にさせて頂きまして、大企業者という定義づけはこういう条文にさせて頂いた。このような形の条文が多かったもの

ですから。

**委員長** 今、お話の出たNPOはどの辺にどういうふうに含ませようとお考えでしょうか。読み方としては。中小企業者以外の事業者ということで、これをひとくくりにして大企業者と呼んでしまっていていいかということですよ、大企業者等というふうに等をつけるか、どうなのでしょう。かこの辺は。

**秦野委員** なんとなく中小企業の定義よりも大企業の定義の方が狭くしっかりしているのではないのかなって、そんなイメージがあるのですよ。本当にどうかは分かりませんが。これもやっぱり何らかの法律で規定はされているのかもしれないですけど。

**金田委員** 大企業は規定する法律ないです。要するに大企業は通称です。企業の中で中小企業だけ抜き出して中小企業基本法で定義していますので、それ以外の企業は大企業です。その法律を作った以後にいろいろな団体が出てきたものですから、皆様言われたようにNPOどうするんだとか財団どうするのとかという議論が出てくると思うのですが、うちも議論はしましたNPOこっちでいいの？って。結論いいです。別段ここに書いてあるように中小企業支援していただけるなら、していただければいいものですから。ボリュームゾーンとしてあまりこの分野で期待はしておりませんので。うちもおかしいなあNPOは大企業かという議論はありましたが、分類上は大企業です。

**委員長** 中小企業以外ということでここに含めて考えざるを得ないと思うのですが。

**秦野委員** となると大企業者等のほうがいいような気がしないでもないですね。

**金田委員** まあ感覚的な違和感があるから等があったほうがいいような気がしますね。

**委員長** 中小企業者小規模企業者は政策目的で定義されていますので、それ以外というのもどうなのかな、中小企業者以外の業者というのも変ですから難しいところですが。中小企業支援する様々な業者さんいらっしゃいますけど、それが必ずどこかに当てはまるような形での定義づけというのはやはり必要なのかなと思うのですが、この辺は事務局さんいかがでしょうか。

**事務局** 今、委員長のおっしゃったことを加味しまして、表現方法を考えていきたいと思えます。

**委員長** それでは、そういった最近出てきたような団体も含めるような形での定義づけをお願いできればと思えますけど、それ以外用語の定義のほういかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは用語の定義についてはとりあえずここまでということにさせていただいて、いろいろご意見いただきましてありがとうございました。

続きまして前回かなり皆様からご意見を頂戴いたしました関係機関の役割・範囲の（案）につきまして、事務局のほうからご説明いただければと思います。

## ② 関係機関の役割・範囲（案）について

関係機関の役割・範囲（案）について、事務局より説明した。

関係機関の役割・範囲（案）について、各委員からの意見交換を行った。

**委員長** 事務局のほうから前回皆様方からいろいろご意見をいただきました関係機関の役割範囲ということ、ご意見を反映しながら条文のスタイルにして頂きました。ただ先ほどの用語の定義、例えば中小企業団体ですとか大企業者、この辺の定義の問題もありますので、この辺の用語が変わってくると少し中身の方も変わってくるのかなと思いますけど、それぞれの関係機関の役割範囲について今のご説明から皆様方いろいろご意見を頂戴できればと思います。よろしくお願いします。

**金田委員** 私の意見ではないのですが、必ず市の条例作るときに議論になることなのですが、皆さんどんなお考えかなとお伺いしたくて質問するのですが、中小企業者の責務のところなのですが、必ず議論になるのが、商工会議所等の団体の加入促進という言葉を入れるかどうか、結構いろいろ市で論点になりまして、最初のころは、県の条例は当然入れていませんし、中小企業者の責務とはちょっと違うかなと僕も思っていたのですが、最近どちらかというところそういう文言が中心に入るところのほうが多くなっていて、最近出来たところでは商工会議所に加入するよう努めるみたいなことを書くところが結構多いのですが、私も最近ちょっと考えが変わってきたのは、小規模企業者さんほどそうなのですが、情報がないと、施策情報とかいろいろな事業情報がないのが一番不利になっているなというのを感じていて、必ずしも商工会議所である必要があるかどうかというのは別なのですが、小規模企業者ほど組織に加入して、自動的に入ってくるような情報とか、事業者同士の協力というものの場があったほうが非常にいいと思っています。必ずしも商工会議所じゃなくても、事業協同組合でもいいですし同友会さんでもいいですし、ただ入っているかないかによって情報格差がものすごく広がりますので、小規模企業者さんほど孤立させないということがすごく大事なかなと、そういう団体にいることでいろいろな支援情報が入って公的機関に繋がって新しい事業になるっていうこともケースとして非常にあるものですから、書き方はいろいろあると思うのですが、そういうことについてどういうお考えなのかなということをごぜひ皆さんの考えを聞きたいと思います。

**委員長** 今の件で行政がお手伝いするといった場合、具体的なお手伝いの仕方というのは。

**金田委員** 広報キャンペーンしかないですね。商工会議所こんな役に立ちます、こんなことやっています、その対応しかないですよ。義務付けることはできないです。ただやっぱり商工会議所さんがどれだけ役に立っているか知られてない部分があるので、それをご本人がうちはこんな役に立ちますよって言うだけでは若干客観性がないものですから、そういったところをお手伝いすることだと思っているのですが、今ディスクロージャーじゃないですけど、商工会議所さんでもいろいろこう会員さん集めのための営業で、経営革新計画を商工会議所の支援をもらって取ったらこんないいことがありました、とかそういう支援を商工会議所の支援でやったらこんな事業になりましたみたいなものをパンフレットにして配るところが出てきていますので、そういう広報をお手伝いすることだと思うのですが、私はこの条例を最初に作ったとき、全く逆の考えだったのです。要は公的機関が、法定機関ではありますけど特定の団体に肩入れなんてことを後押しするなんてとんでもない、そういうことを要望してくる商工会議所自体が甘たれているとずっと思っていたのですが、最近どうもそれは逆だなと思って、それは商工会議所のためにやるのではなく、中小企業小規模企業者のためにやるのだな、孤立させないことが一番大事だなというふうに思いを改めています。

**委員長** この点につきまして、何かこういった議論というのは何か事務局サイドでありましたでしょうか。

**秦野委員** 実は私まさに商工会議所の総務委員長をやっています、今年も会員拡大プロジェクトを引っ張っている立場なのです。210件会員を増やせというのが目標としてありまして、実はですね、何も会員拡大の活動をやらないと、年間で70件くらいずつ減っていくという状況があるのです。で、最近では100件から200件くらい年間で入会を頂いているのですが、脱退の事業所さんが小牧でも160件くらいあるのです。で、そのうちの160件のうちの120、130件は法定脱退で廃業、とか、倒産に関わるもの、ほとんどが廃業。それだけ数が減っている危機感がありまして、商工会議所も財政基盤に直結するような課題ですから、どうしても財政基盤が揺らぐと会員サービスができないということで、商工会議所の基本的な役割が全うできないということにつながるわけです。今の段階では商工会議所が単独で会員拡大やるのですが、実際のところは年間5000円なり10000円なり15000円なり、会員さんもほとんどが中小企業者さんで、その中でも特に小規模と言われるところがほとんど、今3500くらい会員がいるのですが、恐らく小規模の会員さんが小牧の中でも3000くらい、それが実は実態ですね。ですから確かに私もいろいろな条例を調べてみると本当に古くから中小企業の事業者の責務というか、その中に加入してくださいみたいな文言が放り込まれている条例が結構以前からあるの

ですよ。今後時代が多様化して非常に厳しい人口減の社会があってという中で、やっぱり中小企業を支援しながら地域をよくするということ全体的にマクロ的に考えると、やっぱり入ってもらった方がいい、それは間違いないですよ。さっき金田さんが言われたとおり、情報、情報をはじめからリジェクトしているわけですから、それが少なくともいろいろな形で入ってくるようになれば、この支援サービス使ってみようかなって気にも恐らくなると思うのですよ。だから商工会議所自身も本当にそれに応えるだけの能力を身に着けなきゃいけないし、本当に必要な人のところに情報がいかないとか、あえて手を挙げてくれないみたいなどころがあるので、非常な重要な問題なので、わりと商工会議所の中でも議論になるのですよね。で、恐らく商工会議所の役員さんたちみんなからすると、加入促進みたいな条項が入っていると、たぶん商工会議所側としては非常にありがたい。ただ、おんぶにだっこでは人が入らないことは今までもずっと分かっていますから、少なくとも小牧市のどこかの会議で、もしくは法人登録だとかをしにいったときに、商工会議所に入ってくださいというようなパンフレットが必ず置いてあると、そういうふうだと助かるといえば助かる。商工会議所としては。ただ僕もなかなかこういう立場でこの会議に出させていただいていると、文言入れてくれというとおこがましいようなところがあると、そんなところが実はある。

**委員長** 特に中小企業者の責務としての中に入れてしまうのは難しいところもあると思うのですが、ただ中小企業のところの中小企業者が中小企業団体とどういうふうに関わっていくかとか、関わり方は何らかの形で条文の中に入れておいたほうがいいのかというふうには思うのですが、やっぱり99年に基本法が抜本的に改正されて、いわゆる公務員が直接中小企業者を指導するということはなくなって、企業者がどういうふう支援の組織と関わっていくかというのは非常に難しくなっているという面もありますので、先ほどのご意見、孤立させないという状況をいかに作り出していくか、で、中小企業者がどういうふうに関わっていくか、そのかわり方も含めて何か条文の中にあるといいのかなという気がするのですが、それについていかがでしょうか。

**磯村委員** 要は、責任はあるのですよね。仕事をちゃんとやっていくとか、雇用を作っていくとか、そういう責任が我々にはあるとするならば、情報収集というのは間違いなくやらなきゃいけないところで。

**秦野委員** 事業所への訪問というのをやっけていまして、会員さん3500件あって、職員さんが20人くらいしかいない、ただ会員組織なので、役員さんが会員で240事業所くらいある。またそこもやるのですけど。役員さんというのはどうしても自分の事業がありますから、なかなか商

工会議所がやるいろいろなサービスに対して役員は積極的にコミットすることってなかなか難しいですね。アイデアは出せるのですが、こんな経営改善プログラムを作って部会でやったらどうか、とかいろいろな会議の中で商工会議所のいろいろなサービスを評価改善するということは日常的にやっている。ただ事業者のところに入って直接サービスをやっていくのはどうしても職員の仕事になっていく。ただ小牧の場合は職員さん20人くらいいるのですが、その20人で3500件を巡回するのは。ただどうしても1人当たり1日3件くらいが限界ですので、年間やったとしても恐らく3500のうち4分の1くらいしか回れないって実態があるのですね。そんな中でなかなかアポイントがとりにくい、行ってもいらっしゃらないということもありますので、実際にどうしても単なる入ったばかりでほかりっぱなしという感じのところは多いです。ただどういうサービスを商工会議所が手がけていくのかという商工会議所自体の問題ですので、そういう中で少しでも多くの事業に参加してもらう努力を日々考えながら取り組んでいっている最中ですけど。

**委員長** 3500件のうち積極的にサービスを使っていらっしゃる方というのは割合的に大雑把に言ってどんな感じでしょうか。

**秦野委員** 恐らく2割ない、15%くらいだと思います。いろいろな事業に参加したことがある総数を取ると、1年の中で約700くらいある商工会議所のやる何かの事業に参加するのは。

**柴田委員** 私ども中小機構では、年1回機構のお客さんを集めて懇談会というものをやっている、その中で聞いた話では、この地域じゃないのですが、商工会議所さんとか商工会に入っていると、どうしても顔を出すとそろそろ役員やってくれとかそんなことを言われるので、それもあって行きたくないという話があったりとか、先ほど巡回の話がありましたけど、よく使われている人は、昔は使わなかったのだけれど、こまめに来てくれるようになって、ようやくここは相談していい機関だになってというのが分かりだした、その会社さんは内容によってこの案件だったら商工会議所さんに行こう、これだったら市役所さんに行こう、そういうふうに自分たちで考えていらっしゃる。それだけ今頼りにしていますという方がいらっしゃる。一方で巡回とかもちゃんと昔は顔だけちらっと出してさっと帰っていった感じだったのであんまり使えないなと思っていたらしいのですが、そういうやりとりをやりだして上手く使えるようになったという話があります。

**秦野委員** 名古屋商工会議所さんなんかはすごい経営を勉強する組織になっているので、結構若い方なんかはそういったところに入られていろいろな経営セミナーとかを受けられている。なかなか地方の商工会議所ではそこまでできないですよ。ただ僕は小牧にも同友会さんがあって経営の指針に関する勉強を日常的にやってらっしゃるので、将来を見据

えてビジョンを作ってどういうふうにするのかっていうのは、やっぱりいろいろな団体に加入して初めて分かること気付くことって多いのですよね、少なくともその接点が増えるような何かは条例の中にヒントがあるといいのかなって気はします。

**委員長** この辺は事務局さんいかがでしょうか。

**事務局** まず先ほどの会議所さん等への加入について、条例の（案）を少し見ていただくと分かるのですが、この条例自体をできる限り中小企業さんにとって能動的な受け方になっていただきたいなということで、ところどころに事業計画ですとか新事業展開とかそういった言葉をちりばめたのです。商工会議所さんに加入しなさいとか、あるいはいろいろな団体さんに加入しなさいとか、どちらかという受身側の企業さんに対する指導的な条文を入れるということなのですが、確かに孤立させることは非常にいけませんので、何らかの団体と関わっていくことは非常に大事だと思います。そういったところを個別の団体さんを指摘するのではなくて、書けるような書きぶりがあればそれはあるかなと思うのですが、公的な条文の中で先ほど言われたような形で促進を図るような形というのはどうしても受動的な形にとられがちになりますので、私ども事務局としては、出来る限り能動的な条例にしたいという部分がありまして、そういうところは書かないほうがいいのかというふうには思っております。それから先ほど委員が言われたとおり、市の条例というツールを使った中でそういう促進を図るといのがいいかなというところもございます。

**柴田委員** 私ども中小機構も中小企業施策やっている者として、やはりよく言っているのが全国で385万社の中小企業さんがいらっしゃる、そこにどうやって施策を届けていくかと、職員が800名くらいしかいないものですから、それではなかなか浸透していかないのが、施策情報が。どうしてもそうなった場合に地元の商工会議所の方々であったりとか、もう一方で金融機関の方々にお手伝いしていただいて施策情報を隅々まで届けさせていただく、そういったところを通じていけばかなり多くいけるのかなとは感じておるのですけど。そういう意味ではさらに支援機関としての役割を入れてもいいのかなという気はしています。

**委員長** 先ほど市の方のお考え出ましたけど、中小企業基本法そのものがやる気のある能力のある中小企業の育成というのを理念にしていますので、あまり加入しなさいというような文言は使いづらいかと思いますが、何か中小企業の支援団体との連携を図るうえで、それを進めるような文言が上手い具合に入るといいのかなと思いますが、その他この点についてご意見いただければと思いますが。

**清水委員** せっかく事務局のほうから能動的にという話もあったので、秦野さんもお話されましたけど、能動的に、商工会議所と入れるかどうか

かは別として、各団体等から情報を取って自ら経営に活かさないという書きぶりはあるのかなという気はいたしました。

**委員長** そのほかいかがでしょうか。

**清水委員** 他の市とかは書いていらっしゃるところがたくさんある？ どういうたてつけでそれがOKになったのか、もしご説明いただけたらありがたいです。

**金田委員** 全く議論にならないのです。そういうもので、やってくれ、やりますで、終わっちゃうのですよね。

我々の考え方はどちらかということと商工会議所に限らない、今おっしゃって頂いたとおり、中小企業支援する団体、中小企業団体みたいなところに加入するよう努めなさいよって条文かなと思ったら、最近商工会議所に入れってそのまま書くようなところが増えてきて、えーとか思っちゃって、最初すごく違和感あったのですが、いくつも見てくると感覚が慣れまして、そんなものなんだみたいな。結構増えましたよ。

**委員長** それにしても中小企業者さんが何らかの形で中小企業団体と関わりながら経営改善なり経営革新をしていくというようなニュアンスは入ったほうがいいのかなということでしょうか。その他各関係機関の責務あるいは努力規定、努力役割、そのほかの部分はいかがでしょう。

**柴田委員** 4番の中小企業団体の位置づけがですね、さっき言ったように支援機関を大きくくりした場合にちょっと気になったのが、第2項の「中小企業団体は中小企業の事業活動を支援する団体としてその状態を把握し自らの事業活動に反映すること」というところがあって、私ども中小機構とかお客様のニーズに応じて事業活動をしていくのは当然なのですが、さっき広く支援機関として会計士さんとか含めていきたいと思いますといったときに、そこまで広めたらこの第2項のところはちょっとどうかな、書きすぎかなってところがちょっと違和感が出てきたのは事実ですね。それがあって努力という言葉も入っているのかなとも思ったのですが。

**委員長** そうですね、これはやはり中小企業団体の言葉の定義によって2番は中小企業団体、まあ法的な位置づけのある中小企業団体とそれ以外を分けて書かないと意味が通らなくなるのかなというふうには思うのですが、この辺は事務局さんいかがでしょうか。

**事務局** おっしゃるとおり実態を把握し自らの事業活動に反映するという書き方は確かに私どものほうでもここまで書いていいかということは非常に議論がありまして、委員長がおっしゃったように中小企業団体ということで大きくひとまとめにしていますので、例えば商工会議所、公的支援団体、その他の団体みたいな形で定義から分けていけば、それぞれ書くことももうちょっと具体的に書くことができますと思いますし、その辺は皆様委員様のご意見等を参考にさせていただきたいと思いま

す。

**委員長** 中小企業団体は・・・というふうにしちゃうと、これはある程度商工会議所さんをイメージされて書いておられる、特に2項のほうはそうなのかなと思いますので、これはもう中小企業団体の定義づけをもう一度きちんと整理して、それに基づいてこの条文はもう一度お考え頂くということなのかなと思いますが、いかがでしょうか柴田委員のほう。これはある程度中小企業団体というのは、少し分けて条文を作って。

**柴田委員** そうですね、イメージされて2項を作ったのは商工会議所さんのことを言っているのですということであれば、分けたほうがいいのかという気はしたのですね。あとで出てきます基本理念とかそういった条文の中でも特出しされて、商工会議所は商工会議所でその他の中小企業を支援する団体と分けていますので、分ける手もあるのかなとは感じたのですけど。

**事務局** あとはそこを入れさせて頂いたのはですね、皆様にお配りしました第2回の委員の皆様が発言要旨、中小企業団体の責務というところなのですが「中小企業団体というのは、市と事業者の中間パイプ役的立場になっていくと思う。実態調査の把握、それも検討して市に提供、持ち上げるような、そういう責務を明確化して入れていただくといいのではないか」というようなご意見もありましたので、その辺も考慮したというところですよ。

**委員長** はい分かりました。じゃあそれは中小企業団体の定義と共に条文のほうももう一度ご検討いただくということにしたいと思いますが、その他いかがでしょうか。役割範囲につきまして。よろしいでしょうか。

**磯村委員** 僕は8番の市民の理解及び協力のところですよけど、これもですね、最初責務にして欲しいくらいの思いがあったのですけど、市民の取り扱い、市民が中小企業というものをどういうふうに見ているかというのがすごく今、それを変えていくというのがこの条例の1番の狙いとかですね、僕は1番ゴールだと思うのです。実際サービスを受けていることに対して対価を払って支えていくということを、市民の皆さんがこの条例を通じて分かっていくと、そういうことができていくと本当にいいなと思ったので、僕は本当に責務にしたいくらいの思いです。そういうことを訴えていく、条文はこれでしょうがないのかもしれないですけど、頑張れというだけではどうにもならないですから、きちんとそういうところで買っていくというのを市民が分かると、これが本当に大事なことかなと、それが新しい社会を作っていくとか、本当に暮らしやすい世の中を作っていくのではないかなと思っています。

**委員長** そのほかいかがでしょうか。そうしましたら、一旦こちらのほうは置いておきまして、続きまして、市の施策の基本事項のほうに移らせていただきたいと思います。それでは事務局のほうから③ですかね、

市の施策の基本事項の案についてご説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

### ③ 市の施策の基本事項（案）について

市の施策の基本事項（案）について、事務局より説明した。

市の施策の基本事項（案）について、各委員からの意見交換を行った。

**委員長** まさに市の思いが8点ですかね、市の施策という形で出ていますが、この8点以外にも何かあるか、あるいはそれぞれの項目ごとに別の視点で不足する点があるか等、いろいろご意見等賜ればと思います。よろしく申し上げます。いかがでしょうか。

市の施策の方で従来からずっとやっておられる施策もあると思うのですが、この条例を作るにあたって新たに盛り込んだ部分というのはどういう点になりましようか。例えば5番あたりは条例を作るにあたっていろいろご意見を頂く中で出てきたものなのかなという気がするのですが、特に今回の条例作成にあたってこのところを市の方で重点的に盛り込んだということがあれば。

**事務局** 市として重点的に、2番の新事業展開の促進ですね、市としては支援プログラムという中小企業に対する補助金等の施策も出来ましたので、その中には中小企業者が自ら創意工夫したり、努力によって新たな事業展開にチャレンジしていただくとかいうことをプログラムの中であらうたっておりますので、この2番のところはその辺を意識してやらせて頂いた部分ではあります。あと先ほど委員長が言われました5番につきまして、子供たちに対する職業の体験という部分ですね、今でも会社への見学とか小学生が行っているのですが、希望と働く喜びのあるまちを作っていく子供たちに職業観ですとか勤労観というのを考えるきっかけになっていけばという形になるのかなと思ひまして作らせていただきました。あと6番ですね、やはり小規模企業者に対する配慮ということで、中小企業者の中に含まれるのですが、小規模企業者の課題に特に配慮しなければいけない、ということ意識しなければいけないということで、このような形にさせていただきました。

**柴田委員** 2番目の新事業展開の促進のところ、中ほどで「中小企業者相互および大学等との連携」と書いてあるのですが、先ほど関係機関の役割範囲の中で、大企業の役割の中で中小企業との連携というのも入っている、ここは中小企業者相互ということに限定しなくても、大企業を含めるということ企業ということ。

**委員長** なるほど、そうですね。ここでは中小企業者と大学等との連携とありますが、この辺は加えて頂いた方がいいかなと思います。

**磯村委員** 1つ加えるとすれば、対等な連携とかそういう文言にしていたらとありがたいなと、今までも大企業との連携というのは元請けと下請けの関係も連携ですからそれはやっているのですが、そうじゃ

なく新しい商品を開発するにあたって対等な連携というとは1番いいのかなと。

**清水委員** 磯村さんの思いは非常によく分かる。おっしゃるとおり大企業中小企業に関わらず対等じゃない連携もあれば、中小企業のほうが技術を持っていて大企業に対して上の連携もありますので、表現がファジーなので難しいとは思いますが。プラス市の施策として民間の経済活動に対して対等か対等じゃないかなんて論ずること自体かなり厳しいのではないかと直感的には思います。思いは良く分かります。

**原田委員** 先ほど秦野さんの方から毎年何十社、100社以上の企業がなくなっている、廃業しているという話がありまして、ここに書いてあるのは一生懸命頑張ってくださいというふうに書いてあるのですが、その廃業の方を止めるというか相談に乗るというか延命させるというか上手く事業承継させるというのですかね、そういう記述がどこかにあってもいいのかなと思ったのですが。片方で今どんどん出て行っていますからね。何かそういうニュアンスが入れられたらどうかなと、ちょっと。

**柴田委員** 事業承継は大事ですよ。

**磯村委員** 経営の安定化のところに持続的な発展ということが、これもう少しプラスアルファで書ければね。円滑な支援の供給等の後に事業承継の支援とかそんな言葉があると。

**委員長** この辺1番に入っていると理解してよろしいでしょうかね。

**事務局** 私としては1番。ただ具体的に事業承継という言葉を入れるかどうかという話もしていたのですが、実際、事業承継というのは市の施策として非常に難しい。市で何ができるのかといわれて、いやできませんということが近いのですよ、本当に正直なところ。そこをあえて市の役割に明記するということは、うちとしておこがましいということがありました。やはり施策として重要なことは重々承知しているのですが、そこにこう入れ込むということに抵抗がありまして書いておりません。ただ事業の持続的な発展という位置づけから、そういった安定化への支援は必要でしょうと、大きな意味で書いております。実際これが条文そのものかというところではなく考え方ですので、書く中でもう少し踏み込めたら踏み込んで書かせていただけたらとは思っております。

**委員長** その辺は条文化するときにお考え頂くということではよろしいでしょうか。

**秦野委員** 非常に言いにくいことなのですが、商工会議所から要望書を毎年提出しているのですが、よく会員の皆さんから意見が出るのが、受注機会の確保増大なのです。市から出るいろいろな工事とか発注とか、どうしても大手がまとめて持って行って、中小企業はその下請けとして、結局は利益をかなりすくわれた状態で発注を受けるとなると非常に厳しい。例えば分離発注とかですね、もっと小規模な事業者でも市の

受注機会があると非常にありがたい。どうしても毎回会員さんから出てくる話。それをどうしても条例に入れるのは非常に難しい話ですけど、やっぱり頑張っている中小企業さんにとってはそういった部分の規制の緩和というのは、行政としては支援みたいな形で言っているけど能動的なことばかりなのですね。自分の殻を破っていかないと出来ないことがすごく多いので、だったらもう少し市としてハードルを下げて中小事業者を育てるということで考えられることは、施策としてはそういった受注機会の確保みたいなことはあるのではないかと思うので。実際要望書でもたぶん出している。そういったところのお話も入れていただくとありがたいなという気がします。

また前に1回目のときにも話をしたのですが、横浜の方で地域貢献型企業に対して、ビジョンのある企業には価値というか、入札のときに少し高くてもそういった企業を優先して育てる、大事にしていく、そういったルールも取り入れられているので、そういった感覚とこの条例が被ってくるという部分があるなら、やっぱりそういった地域貢献を、これって結局地域貢献のための条例だと思うのですよね、そういった感覚でいえば、中小企業に対する配慮だとか小規模企業者に対する配慮だとか、具体的な施策をどこに現すのか、確かに配慮って書いてあるのですが、どうやって配慮するのかってあんまりなかなか書いていないかもしれないですけど、もし書ける部分があるとすればそういった部分なのかなという気がします。

**磯村委員** さっき市民にも責務って言ったのですが、市にも是非高い安だけじゃない、支えるという意味でやるというのはどうでしょう。

**金田委員** ほぼどの条例にも入っていますよね、市の条例には。必ずこの議論になっている。それで結局雛形の文書なんて、「市が工事の発注物品及び役務の調達等にあたっては、予算の適切な執行ならびに透明かつ公正な競争および契約の適正な履行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の確保に努めるものとする。」というのが定例パターンでどこにも入っている。じゃあどうするのというと本当はそこから入札制度をいじらないといけないのですが、総合評価型入札、よくあるパターンが横浜型なんかそうなのですが、CSR企業社会貢献企業の認定制度を作って、その認定を取ると総合評価型入札のときの加点対象になるということで例がありますので。ただ条例に書くだけならいいのですが、そのあと入札制度いじるのは結構大変なのですよ。こういっちゃ失礼ですけど、全部追跡調査したわけじゃないんですけど、今まで作ってきたところは、条例は作ったけど入札制度はいじっていないところ結構ほとんどなので、じゃあ実際出来たあとどれくらい小規模企業者が受注しているという話は今後検証しなきゃいかんと思いますけどね。ですが、やっぱりそれは1つのよりどころなのですよ、秦野さんおっしゃるとおり。

施策全般で中小企業育成するというのが条例の目的ですから、商工にかかわる部分、支援だけではなく、市が発注する部分で中小企業育てているという視点は大変重要だと思いますし、名古屋の条例にも知立の条例にも常滑の条例にも大府の条例にも、ほとんどの条例に全部入っていますこの議論。ただ必ず市側に言われるのは、だからといってキャップなしじゃない、あくまで予算の適正な執行適正な履行に留意しつつというところが入っていますので、あとは入札制度の設計にゆだねると。

**委員長** この辺は事務局さんいかがでしょうか。

**事務局** おっしゃるとおり、方法としてなかなか適正に入れられるところがなかったものですから、どこか入るような部分があれば、ここにいられているのかなと思います。ですから今言われたように総合評価の方式なのですが、実際そうやって適正に執行できる工事発注ランクとして市でやろうとすると億円単位の工事になります。そうすると市のやっていますのは総合評価の中でとったJVの頭の方については市内で物品の調達を行いなさいというようなことを書いて、総合評価の中で調達をするようにしております。ただじゃあそれが直接中小企業さんに総合評価に対応できる入札制度、億円単位の工事に対して入ってこられるかというとなかなか難しいところで、JVの中の1つとして入ることは可能かもしれませんが、直接的な審査として総合評価の中に入れていくのは難しいかな、ということで、現在の発注方式としては直接500万とか1000万とかいう工事の中で市内限定で入札を行いましようということで、そういった形で今入札を設計していたのですね。で、こういった範囲の中で、先ほど言われたような文言、適正なことが書き込めるような項目としてたてられるのであれば、ご意見いただきましたので、今の部分、総務部門に相談しながら書き込めれば考えていきます。

**委員長** 条文化する時にご検討いただければと思います。その他、市の施策基本事項についていかがでしょうか。よろしゅうございますか。それではですね、いろいろご意見頂戴しましてありがとうございます。それで、今頂いたいろいろなご意見を条文の中に盛り込んでいただきますようお願いいたします。それでは最後になりますけど次第の3番、その他につきまして事務局さんからお願いします。

### 3. その他

事務局より、今回の委員会での定義や関係機関の役割・範囲についての説明にあわせて、前回の委員会で説明した前文（案）、目的（案）、基本理念（案）の語句の表記について、変更したことを説明した。また、次回の委員会開催予定について説明した。